

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

施設保育士養成カリキュラム開発に関する研究

平成18年度 総括研究報告書

主任研究者 圓入 智仁

平成19（2007）年3月

はじめに

本報告書は、平成 18 年度から 19 年度までの 2 カ年計画で取り組む予定であった、厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「施設保育士養成カリキュラム開発に関する研究」（H18－政策－若手－002）の、初年度にあたる平成 18 年度の研究成果をまとめたものである。

現在、保育所を含め、あらゆる児童福祉施設で働くことのできる保育士は、全国 400 を越える保育士養成校に通う方法と、国家試験としての保育士試験を受ける方法とが用意されている。このいずれかの方法で保育士の資格を取得すれば、保育、子育ての専門家として児童福祉施設で働くことが期待されているのである。

ところが、現行の保育士養成課程は保育所における保育が中心となっている。確かに、保育士養成校の学生が、就職先として保育所以外の児童福祉施設を選ぶことは、ほとんどないかもしれない。しかし、だからといって、これらの施設も保育士にとっての重要な職域であり、保育士養成課程で無視することはできないと考える。

保育所保育中心となっている保育士養成課程や、施設実習の在り方について、保育所以外の児童福祉施設は、どのように考えているのだろうか。また、これから保育所以外の児童福祉施設で働くことになる保育士には、どのような知識や技術を持つことが求められているのだろうか。本研究では、保育所以外の児童福祉施設に焦点を当て、これらの施設に対して保育士養成に関する意見を求めた。

本研究を進めるに当たって、保育所以外の児童福祉施設における保育士を「施設保育士」と設定し、「保育所保育士」と区別することを想定した。これに基づき、「施設保育士」に関する具体的なカリキュラム作成について、保育所以外の児童福祉施設に意見を求める形を取った。

本研究は冒頭でも述べたとおり、平成 18 年度からの 2 カ年計画であった。初年度には予備調査の配付と回収、そして本調査の配付までを行い、2 年目には本調査の回収と「施設保育士」養成カリキュラムの具体的提言を行う予定をしていた。

ところが、2 年目にあたる平成 19 年度の研究継続が認められず、平成 18 年度の単年度だけで研究を打ち切らざるを得なくなった。残念である。

本報告書に対する、忌憚ないご意見やアドバイスをいただければ幸いです。

予備調査において、ご協力いただいた施設の皆様には、厚く御礼申し上げます。

平成 19 年 3 月

主任研究者 圓入 智仁（中村学園大学短期大学部）

研究協力者 山瀬 範子（九州大学大学院博士課程）

目 次

序章	研究の課題と問題状況（圓入 智仁）	1
第1章	「施設保育士」の養成課程と修業年限について（圓入 智仁）	11
第2章	「施設保育士」という資格と言葉について（圓入 智仁）	25
第3章	保育士養成校で学んでおくべき科目・内容について（山瀬 範子）	39
第4章	「施設実習」の実施条件について（山瀬 範子）	51
第5章	「施設実習」の実施について（山瀬 範子）	57
第6章	「施設保育士」試験について（圓入 智仁）	69
終章	本研究のまとめ（圓入 智仁・山瀬 範子）	79
補足	「施設保育士」に関する自由記述	85
資料1	研究成果の刊行に関する一覧表	
資料2	予備調査の調査票	

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「施設保育士養成カリキュラム開発に関する研究」
総括研究報告書

序章 研究の課題と問題状況

主任研究者 圓入 智仁（中村学園大学短期大学部）

〈要旨〉

本研究の目的は、大学・短期大学・専門学校などの保育士養成校における、保育所以外の児童福祉施設で働く保育士養成カリキュラムを、当該施設を対象とした調査を通して開発することにある。

現行の保育士養成課程の限界、国家資格としての保育士資格の在り方、より高度な専門性を持つ保育士の養成という3点から本研究の必要性を指摘し、保育所以外の児童福祉施設で働く保育士の養成課程と修業年限、カリキュラムの具体的内容、保育所以外の児童福祉施設における実習やその参加条件、実習の事前・事後指導、国家試験としての「施設保育士」試験、「施設保育士」の存在意義と名称といった観点についての、当該児童福祉施設の考えを集約する。

調査は保育所以外の児童福祉施設と、児童相談所一時保護所の、合わせて2,015施設の母集団から、16の施設種ごとに、10%の無作為抽出によって202施設をサンプリングした。これらの調査対象に、2006（平成18）年10月下旬から11月上旬にかけて、郵送法による調査を実施した。有効回収票は92票、回収率は45.5%であった。

1. 研究の目的

本研究の目的は、大学・短期大学・専門学校などの保育士養成校における、保育所以外の児童福祉施設で働く保育士養成カリキュラムを、当該施設を対象とした調査を通して開発することにある。

保育所以外の児童福祉施設とは、本研究において、次の施設を想定している。乳児院116カ所、母子生活支援施設301カ所、児童養護施設560カ所、知的障害児施設277カ所、自閉症児施設7カ所、知的障害児通園施設240カ所、盲児施設14カ所、ろうあ児施設16カ所、難聴幼児通園施設27カ所、肢体不自由児施設72カ所、肢体

不自由児通園施設87カ所、肢体不自由児療護施設7カ所、重症心身障害児施設101カ所、情緒障害児短期治療施設21カ所、児童自立支援施設57カ所、児童相談所一時保護所112カ所である。なお、施設数は『社会福祉施設等名簿（平成14年）第2巻』（厚生労働省大臣官房統計情報部編、2004年）、"WAM NET"（独立行政法人福祉医療機構情報事業部WAM NET事業課、〈www.wam.go.jp〉）などに基づいている。

以下では、これらの施設を「当該児童福祉施設」、そしてこれらの施設で働く保育士を「施設保育士」と表記する。

研究初年度にあたる18年度の研究では、

当該児童福祉施設に対し、「施設保育士」資格の意義、「施設保育士」を養成する修業年限、「施設保育士」の資格を得るために履修すべき科目や内容、当該児童福祉施設における実習のあり方などに関する意見をアンケート調査や訪問調査によって求める。2年目には、初年度の調査結果に基づいた詳細な調査票を作成し、全ての当該児童福祉施設に回答を求め、施設の実態や、「施設保育士」養成に関する要求に基づいた、施設保育士を養成するカリキュラムを開発する。

2. 研究の必要性

本研究の必要性を、現行の保育士養成課程の限界、国家資格としての保育士資格の在り方、より高度な専門性を持つ保育士の養成という3点から指摘しておきたい。

2-1. 現行の保育士養成課程の限界

現在、保育士養成校における保育士養成課程は、主として乳幼児を対象とした保育所における保育に関する内容を扱っている。現行の保育士養成課程（平成14年4月1日から適用）の「必修科目」を概観すると、次のようなことが指摘できる。

保育所保育指針における保育の五領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）が、そのまま「保育内容」（演習）として授業に設定され、「保育実習」（保育所での実習）、「保育原理」（講義）、「小児保健」（講義・演習）、「小児栄養」（演習）、「乳児保育」（演習）などは、主に小学校入学前の子どもを念頭に置いて構成されている。

本研究が対象としている保育所以外の児童福祉施設に関しては、「障害児保育」（演習）、「養護原理」（講義）、「養護内容」（演習）、そして「保育実習」（施設での実習）で主に扱うにとどまる。もちろん、「社会福祉」（講義）、「社会福祉援助技術」（演習）、「児童福祉」（講義）、「発達心理学」（講義）、「精神保健」（講義）などで部分的に触れることはある。

なお、ここで挙げた以外の必修科目としては、「教育原理」（講義）、「発達心理学」（講義）、「教育心理学」（講義）、「家族援助論」（講義）、「基礎技能」（演習）、「総合演習」（演習）があるが、これらの科目において、本研究で扱う児童福祉施設に関するものに触れることは、ほとんどない。

保育士養成課程には、選択必修科目として「保育の本質・目的の理解に関する科目」、「保育の対象の理解に関する科目」、「保育の内容・方法の理解に関する科目」、「基礎技能」、「保育実習Ⅱ、Ⅲ」（保育所や児童福祉施設での実習）が設定されている。それらの内容については、それぞれの保育士養成校に任されているようであるが、内容としては、やはり保育所での保育が中心であることは想像に難くない。

つまり、現行の保育士養成課程においては、保育士資格が本来的に想定している、18歳未満の障がい児を含めた子どもの保育に関する内容のごく一部、保育所における保育だけを重視しているのである。

児童養護施設に入所している子どもの3割弱が虐待を受けたとされる現状（厚生労働省「養護施設入所児童等調査」平成16年7月）や、障がいを持つ子どもへの対応、当該児童福祉施設に子どもを入所させている保護者への対応といった知識や技術の養成が、従来の保育所保育士中心の保育士養成課程では、不十分であると言わざるを得ない。「施設保育士」の養成には、障がい児を含め、施設で生活している乳幼児、18歳までの学齢児やとその保護者などを視野に入れ、現行よりも幅の広い知識や技能の獲得を目指すカリキュラムの構築が必要である。

児童養護施設に入所している子どもの3割弱が虐待を受けたとされる現状（厚生労働省「養護施設入所児童等調査」平成16年7月）や、障がいを持つ子どもへの対応、当該児童福祉施設に子どもを入所させている保護者への対応といった知識や技術の養成が、従来の保育所保育士中心の保育士養成課程では、不十分であると言わざるを得ない。「施設保育士」の養成には、障がい児を含め、施設で生活している乳幼児、18歳までの学齢児やとその保護者などを視野に入れ、現行よりも幅の広い知識や技能の獲得を目指すカリキュラムの構築が必要である。

2-2. 国家資格としての保育士資格の在り方

保育士は社会福祉の領域における国家資格であり、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士と並ぶ位置づけである。

社会福祉士には、「専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う」ことが期待されている（社会福祉士及び介護福祉士法第2条）¹⁾。

精神保健福祉士には、「精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもつて、精神障害の医療を受け、又は社会復帰促進施設を利用している精神障害者の相談に応じ、援助を行う」ことが期待され

ている（精神保健福祉士法第2条）²⁾。

介護福祉士には、「専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う」ことが期待されている（社会福祉士及び介護福祉士法第2条）³⁾。

保育士には、「専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」ことが期待されている（児童福祉法第18条の4）⁴⁾。

社会福祉士は社会福祉全般において専門性を発揮し、介護福祉士や精神保健福祉士は特定の領域での役割を担っている。保育士は「児童の保育」と「児童の保護者に対

1) 具体的な職場としては、児童福祉法関係施設（児童相談所、養護施設、知的障害児施設等）、身体障害者福祉法関係施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設等）、生活保護関係施設（救護施設、更生施設等）、社会福祉法関係事業所（福祉事務所、社会福祉協議会等）、売春防止法関係施設（婦人相談所、婦人保護施設等）、知的障害者福祉法関係施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設等）、老人福祉法関係施設（特別養護老人ホーム、在宅介護支援センター等）、母子及び寡婦福祉法関係施設（母子福祉センター等）、医療法関係施設（病院等）などが想定されている。「日本社会福祉士会／社会福祉士及び介護福祉士法」(<http://www.jacsw.or.jp/contents/csw/law02.html>) (2007年3月15日アクセス)。

2) 具体的な職場としては、精神科医療機関、精神障害者社会復帰施設、小規模作業所・グループホーム、保健所・精神保健福祉センターなどが想定されている。「精神保健福祉士について」(<http://www.japsw.or.jp/psw/index.htm>) (2007/03/15 アクセス)。

3) 具体的な職場としては、福祉施設では、老人ホーム、身体障害者更生援護施設の「寮母・寮父」と呼ばれる介護職、在宅では、高齢者・心身障害者関係の「ホームヘルパー」、介護職としての専門性をいかして、在宅介護支援センターの職員などのように相談に当たる場合などが想定されている。「社団法人 日本介護福祉士養成施設協会『介護福祉士になりたい!!』」(<http://www.kaiyokyo.net/contents/howto.html>) (2007/03/15 アクセス)。

4) 具体的な職場としては、保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童厚生施設、児童自立支援施設などが想定されている。「全国保育士会」(<http://www.z-hoikushikai.com/osigoto/osigoto.htm>) (2007/03/15 アクセス)。

する保育に関する指導」という幅広い役割を担っているのであるが、その修業年限の基本は2年であり、しかも保育所を念頭にしているという養成課程の偏りが、多くの養成校で見られるのである。

さらに、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取得するには、関連する大学や短大等の養成校を卒業して、あるいは実務経験を積んで、国家試験を受験して合格しなければならない。また介護福祉士も、資格取得には国家試験に合格することが求められることが予定されている（社会保障審議会福祉部会「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」平成18年12月12日）。その結果、保育士資格だけが、養成課程において必要な単位を取得すれば、国家試験を受けることなしに資格を与えられるようになっている。

保育士養成校は、厚生労働省から示された保育士養成課程を基準にして授業科目を構成している。保育所保育士に偏った授業であることは認識しつつも、保育所以外の児童福祉施設に関する内容を養成課程に盛り込むことは、現実的に時間割構成上、多くの養成校で不可能であろう。その結果、障がい児や学齢児以上の子どもに関する保育、保育所以外の児童福祉施設における保育に関して、ほとんど知識や技術を得ることができないまま、国家資格としての保育士資格を得ることになる。そして、これら保育士資格を取得した者の一部が、保育所以外の児童福祉施設に就職するのである。

そこで、保育士に期待されている「児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導」を、今後、どの様に養成するのか、検討する必要がある。そこには2つの展望がある。1つは、精神保健福祉士や介護福祉士のように、具体的な対象と対応を設定することである。つまり、保育所保育と、保育所以外の児童福祉施設における保

育の、大きく2つに対象を分けることであり、「保育所保育士」と「施設保育士」の棲み分けへと発展するであろう。もう1つは、保育士を子どもに関する社会福祉士と位置づけることである。こちらは、社会福祉全般に関する相談業務について、大人を対象とした社会福祉士と、子どもやその保護者を対象とした保育士の棲み分けへと、発展するであろう。

2006年10月に「認定こども園」制度が始まった。この認定こども園には、幼稚園教員免許と保育士資格の両方を持つ職員が配置されることが望まれている。このことから、将来的には幼稚園教員免許と保育士資格が合流することが検討される可能性はある。しかしこの場合、合流するのは幼稚園教員免許と、保育所に特化した保育士としての資格であると考えられる。ここにも、「施設保育士」が保育士としての中途半端さを払拭し、それとして独立する可能性も、全くありえなくはない。

2-3. より高度な専門性を持つ保育士の養成

2002年、新たな里親制度として、専門里親が創設された。従来の養育里親よりも、虐待に特化した専門的な対応ができる里親である。

また、「一定の研修を行った上で認定を行う仕組みとしての」「専門介護福祉士」や、「より専門的な知識及び技能を有する」「専門社会福祉士」が検討されている（社会保障審議会福祉部会「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」平成18年12月12日）。つまり、社会福祉の領域では基礎資格としての養育里親や介護福祉士、社会福祉士があり、その上位資格として、一定の研修を経て「専門」的な業務に就くことが期待される制度や資格が創設、あるいは検討されているのである。

これらの動きに倣い、保育士も従来の保育士資格に加えてより高度な専門性を持つ保育士の資格を認定する制度を創設することも、あながち突飛な考えではない。ただし、「より高度な専門性」の具体的な内容をどこに求めるかに関しては、十分に検討の余地がある。例えば、里親制度に倣って虐待に関することでも良いだろう。身体障がい児、知的障がい児、発達障がい児、あるいは乳児院に入所している子ども、児童養護施設に入所している 18 歳までの子どもなど、いろいろな意味での「より高度な専門性」をもつ保育士の在り方が考えられる。

3. 先行研究

現行の保育士養成課程を策定した保育士養成課程等検討委員会の、第 3 回目（平成 12 年 11 月 17 日）の会議において、「施設保育士を養成するための科目の設定が必要ではないか」との意見がみられる（議事録より）。このように、「施設保育士」の養成に関しては、これまでも保育士養成に関する議論の場でたびたび議論されている。

ところが、本研究に関連するテーマを正面から扱った先行研究としては、斎藤裕・島崎敬子「“保母”に求められる資質に関する調査（1）：学生・保育所保母・児童福祉施設保母の性格特性分析を通して」

（『日本保育学会大会研究論文集』49、日本保育学会、1996 年、862-863 頁）と、筑前甚七「障害児施設保母の資格問題—その資質向上のために」（『月刊福祉』73（4）、全国社会福祉協議会、1990 年、34-37 頁）などに限られている。

本研究に関する先行研究は、これまで保育士資格や保育士養成に関する論考において部分的に取りあげられており、独立した研究テーマとして正面から捉えられることがほとんどなかったのである。「施設保育

士」の在り方に関する検討は、従来の保育や保育士資格に関する研究において、取り残された領域である。

4. 今年度の研究の課題

「施設保育士」を養成するカリキュラムを開発するにあたっては、養成課程と修業年限、カリキュラムの具体的内容、保育所以外の児童福祉施設における実習やその参加条件、実習の事前・事後指導、国家試験としての「施設保育士」試験、「施設保育士」の存在意義と名称といった観点についての当該児童福祉施設の考えを集約する。

4-1. 養成課程と修業年限

現行の保育士養成課程では、基本的に 2 年間の修業年限を想定している。ある意味では、2 年間での養成を前提としているため、その間における履修科目数が制限されているのである。この 2 年という年限には、保育士養成校、あるいは保育士を採用する保育所を含めた児童福祉施設、そして保育士を目指す学生本人や、その保護者が、それぞれの立場から考えを持っている。

例えば、保育士養成校としては、2 年間では数多くの科目を時間割に詰め込まざるを得ない。加えて、養成校間の競争の激化により、保育士資格だけを取得できる学校よりも、同時に幼稚園教諭など他の資格や免許を取得させようとするため、学生の授業時間割はますます過密となる。更に短大の 2 年次においては、保育実習（必修や選択必修を合わせて 1 年次終了後、卒業までに合計 30 日以上）の期間を設定しなければならぬため、実習中に休講となった授業の補講の実施など、1 年間のスケジュールを過密にせざるを得ない。

保育士を採用する児童福祉施設としては、2 年間で保育士を養成できれば、ストレートの学生なら 20 歳で就職となるが、4

年間での養成となれば 22 歳での就職となるので、結婚や妊娠を機に退職する職員が多いことを考えると、少しでも若い職員を採用することが望ましいという意見がある。あるいは逆に、2 年間では保育士として十分な知識や技術が身に付かないという意見もある。

学生本人や保護者としては、学費負担や早期の就職希望により、同じ保育士資格なら 4 年かけるよりも 2 年で取得したいという意見がある。また、すでに指摘したように、学生の授業時間割が過密であるため、学生が忙しく、自らの将来についてゆっくり考える暇がとることができないという意見が聞かれる。

これらのことを考慮に入れつつ、「施設保育士」の養成課程と修業年限については、次のような組み合わせが考えられる。なお、保育士養成課程の年限は現行通り、2 年間で前提にしている。

① 養成課程と修業年限ともに現行のまま、保育士を養成する。

①-1 保育所以外の児童福祉施設への就職には、現行の保育士資格で十分。

①-2 保育所以外の児童福祉施設への就職には、保育士資格に加えて、社会福祉士もしくは介護福祉士の資格が必要。

② 保育士資格を「保育所保育士」と「施設保育士」に分ける。

②-1 2 年間で「保育所保育士」を養成し、更に 2 年間で「施設保育士」を養成する。

②-2 2 年間で「保育所保育士」を養成し、大学院修士課程で「施設保育士」を養成する。

②-3 「保育所保育士」と「施設保育士」を別に養成する。

③ その他

4-2. カリキュラムの具体的内容

保育士が保育所以外の児童福祉施設で働くには、養成校において、どのような授業が必要なのだろうか。厚生労働省として、あるいは保育士養成校として、保育士に必要と考えて科目を設定する従来の決定方法に加えて、実際に保育士が働く児童福祉施設の意見をより重視して、養成課程に反映させるべきである。

ただ、職員として保育士を受け入れる児童福祉施設側も、現行の保育士養成課程に関する知識がないことも想像される。そのため施設には、現行の保育士養成課程にこだわらず、養成校に対する要望を自由に回答してもらう必要がある。

4-3. 保育所以外の児童福祉施設における実習やその参加条件

現行の保育士養成課程では、保育士を希望する者は保育所で 10 日間(保育実習Ⅰ)、乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・知的障害児施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・知的障害者更生施設(入所)・知的障害者授産施設(入所)・児童相談所一時保護施設・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の、いずれかで 10 日間(保育実習Ⅰ)、さらに、保育所で 10 日間(保育実習Ⅱ)、あるいは、児童厚生施設または知的障害児通園施設その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの(保育所は除く。)で 10 日間(保育実習Ⅲ)の実習を行うようになっている(「保育実習実施基準」)。

保育実習Ⅰで想定されている実習先のうち、入所型の児童福祉施設は全国に 1,700 カ所に満たない。

仮に、全国に保育士養成校が 408 校(平

成 18 年の保育士養成協議会会員校数) あり、各校の学年ごとの定員が 100 人だとすると、毎年 40,800 人が養成校に入学して、実習に参加すると推計できる。毎年 40,800 人が保育実習 I として入所型の児童福祉施設だけに 10 日間実習すると仮定すると、408,000 人・日を 1,700 カ所に対応することになるので、1 カ所あたり 240 人・日となる。この場合、各施設が平日は常に保育実習 I の実習生を 1 人、受け入れていることになる。

学生を受け入れる施設側からすると、10 日交代で、ひっきりなしに学生が実習に来ている状態が、1 年中続いているのである。果たして、実習生にとって、実習を受け入れる側にとって、十分な実習体制と言えるのであろうか。実習生を受け入れて指導をすることと、施設の利用児童や利用者に必要なサービスを提供することが、できるものであろうか。

もちろん実際には、各保育士養成校の定員の平均は 100 名ではないだろうし、知的障害者の更生施設や授産施設などでも実習ができるため、このような計算通りではないであろう。だが現実的には、当該児童福祉施設には、保育実習Ⅲ（選択必修）に加

えて、社会福祉士養成課程における実習や、教員免許を取得するための介護等体験、そして中学生や高校生の職場体験として、保育実習 I 以外にも数多くの実習生を受け入れている。これらの状況から、保育士養成のための実習生を受け入れる当該児童福祉施設も、数字的に明らかな限界がある。保育士養成校はそれぞれの学生の実習先を確保するために、相当な苦勞をしているのであり、もはや、保育所以外の施設における実習は、制度疲勞を起こしていると言えよう。

もちろん、知的障がい者の入所施設でも保育実習はできる。だが、保育士資格の取得を目指す学生の大多数が、子どもを対象とした施設、特に保育所での実習を希望している現状で、学生に知的障がい者の入所施設での実習を指導することは、その動機付けから困難である。

以上のような問題意識に基づき、本研究では、履修制限が検討されている教育実習を視野に入れ、保育所以外の施設で実習をするにあたっての、条件が必要かどうかを施設に問うた⁵⁾。実習する学生の人数が制限されれば、学生としても、また施設としても、より充実した実習を展開でき、質の

5) 中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成 18 年 7 月 11 日）には、次のような文がある。

課程認定大学は、教員を志す者としてふさわしい学生を、責任を持って実習校に送り出すことが必要である。各大学においては、これまでも、教育実習の履修に当たって、あらかじめ履修しておくべき科目を示すなどの取組が行われてきたが、今後は、履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示すとともに、それに基づき、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認するなど、取組の一層の充実を図ることが必要である。

また、必要に応じて補完的な指導を行うとともに、それにもかかわらず、十分な成果が見られない学生については、最終的に教育実習に出さないという対応も必要である。実習開始後に学生の教育実習に臨む姿勢や資質能力に問題が生じた場合には、課程認定大学は速やかに個別指導を行うことはもとより、実習の中止も含め、適切な対応に努めることが必要である。

向上につながると考えたためである。

例えば、児童福祉施設に就職を希望していない学生、養成校における学習成績の芳しくない学生などを、実習生として受け入れるかどうか、という観点である。

4-4. 実習の事前・事後指導

保育所以外の児童福祉施設としては、保育士養成校における実習の事前指導や事後指導に何を望んでいるのであろうか。もちろん、それぞれの養成校には、これまで培ってきた事前・事後指導の豊富な内容があるとはいえ、これまでは保育士養成校としての論理に基づいて、事前・事後指導が行われているのではないだろうか。ここで、事前・事後指導について、当該児童福祉施設の意見を踏まえて、見直す必要もある。

4-5. 国家試験としての「施設保育士」試験

現在、保育士になるには保育士養成校に入学して所定の単位を取得するか、国家試験としての保育士試験のすべての科目に合格するか、2つのルートがある。

「施設保育士」制度を導入するのであれば、現在のように、2つのルートを確保すべきなのか、それとも、「施設保育士」は養成校でのみ、養成されるべきであるのか、当該児童福祉施設の意見を聴取する必要がある。

「施設保育士」試験を導入することにはメリットとデメリットがある。メリットとしては、保育士養成校に通わなかったものの、児童福祉に関心があり、当該児童福祉施設での就職を希望する者が、施設で働きながら、独学で資格を取得する道が確保されるという点である。一方で、デメリットとしては、一度も現場経験のない者が、試験を受けて合格するだけで、「施設保育士」という当該児童福祉施設における保育の専

門家と見なされるようになることである。

4-6. 「施設保育士」の存在意義と名称

「施設保育士」という資格は、果たしてその存在意義があるのだろうか。この問いは本研究の大前提を揺るがすものであるが、本研究が独りよがりなものにならないためには、問いかける必要がある。

保育士を採用する、保育士が活躍している保育所以外の児童福祉施設が、「施設保育士」という制度そのものをどのように評価しているのかは、本研究にとって非常に重要である。そこで当該児童福祉施設には、「施設保育士」という資格が必要かどうか、またその表現方法について率直な意見を求めた。

「施設保育士」の名称については、「専門里親」や「専門社会福祉士」、「専門介護福祉士」という構想から、「専門保育士」もありえるだろう。

5. 調査の概略

調査対象は、『社会福祉施設等名簿（平成14年）第2巻』（厚生労働省大臣官房統計情報部編、2004年）や"WAM NET"（独立行政法人福祉医療機構情報事業部 WAM NET 事業課、〈www.wam.go.jp〉）に掲載されている保育所以外の児童福祉施設と、2006年11月現在の全国の児童相談所一時保護所の、合わせて2,015施設の母集団から、16の施設種ごとに、10%の無作為抽出によって202施設をサンプリングした。これらの調査対象に、2006（平成18）年10月下旬から11月上旬にかけて、郵送法による調査を実施した。有効回収票は92票、回収率は45.5%であった。表0-1の通りである。

調査票を送付する際には、施設種ごとに名簿を作成して、10%の無作為抽出を行って郵送した。回答者の匿名性を考慮して、

調査票に番号をつけることはしなかった。
また宛名には施設の名称を記入したが、施設種は記入していなかった。

調査票の中で「貴施設について」という属性を尋ねる欄を設定し、回答者に施設の種別を問うた。母子生活支援施設など、1カ所には1つの施設種しか設置されていない施設もあれば、乳児院と児童養護施設、あるいは障がい児の施設のように、1カ所に複数の施設種が設置されているところもある。

結果的に、回答した施設が自らの施設種について、複数の選択肢に該当するとしたところがあった。その組み合わせは、次の通りである。

乳児院・児童養護施設 1カ所

知的障害児通園施設・肢体不自由児施設
1カ所

肢体不自由児施設・重症心身障害児施設
2カ所

肢体不自由児施設・肢体不自由児通園施設・重症心身障害児施設 2カ所

これらの施設に関しては、その回答数を、2種類の施設を併設している所はそれぞれ1/2票ずつ、3種類の施設を併設している所はそれぞれ1/3票ずつ、カウントした。

また、施設の属性を記入していない調査票が3票あった。

表0-1 母集団及び調査対象

	母集団		調査対象		回収票	
	施設数 (人)	比率 (%)	施設数 (人)	比率 (%)	施設数 (人)	比率 (%)
乳児院	116	5.8	12	5.9	5.5	6.0
母子生活支援施設	301	14.9	30	14.9	10.0	10.9
児童養護施設	560	27.8	56	27.7	22.5	24.5
知的障害児施設	277	13.7	28	13.9	13.0	14.1
自閉症児施設	7	0.3	1	0.5	1.0	1.1
知的障害児通園施設	240	11.9	24	11.9	10.5	11.4
盲児施設	14	0.7	1	0.5	0.0	0.0
ろうあ児施設	16	0.8	2	1.0	2.0	2.2
難聴幼児通園施設	27	1.3	2	1.0	1.0	1.1
肢体不自由児施設	72	3.6	7	3.5	1.7	1.8
肢体不自由児通園施設	87	4.3	9	4.5	4.2	4.5
肢体不自由児療護施設	7	0.3	1	0.5	1.0	1.1
重症心身障害児施設	101	5.0	10	5.0	5.7	6.2
情緒障害児短期治療施設	21	1.0	2	1.0	0.0	0.0
児童自立支援施設	57	2.8	6	3.0	3.0	3.3
児童相談所一時保護所	112	5.6	11	5.4	8.0	8.7
無回答	-	-	-	-	3.0	3.3
合計	2,015	100.0	202	100.0	92.0	100.0

※ 母集団は、『社会福祉施設等名簿（平成14年）第2巻』（厚生労働省大臣官房統計情報部編、2004年）や"WAMNET"（独立行政法人福祉医療機構情報事業部WAMNET事業課〈www.wam.go.jp〉）に掲載されている保育所以外の児童福祉施設と、2006年11月現在の全国の児童相談所一時保護所である。

※ 調査対象施設は、施設種ごとに10%の無作為抽出によってサンプリングした。

※ 種別の異なる施設を併設した所が、回答者の属性として複数の施設種を選択していた（乳児院と児童養護施設が1カ所、知的障害児通園施設と肢体不自由児施設の併設が1カ所、肢体不自由児施設と肢体不自由児通園施設と重症心身障害児施設の併設が2カ所、肢体不自由児施設と重症心身障害児施設の併設が2カ所）。そのため、2つの種類の施設を回答した場合はそれぞれ1/2票ずつ、3つの種類の施設と回答した場合はそれぞれ1/3票ずつ、回答票数に数えた。

※ 回答者の属性を回答していなかった施設が3カ所あった。これらは無回答として処理した。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「施設保育士養成カリキュラム開発に関する研究」
総括研究報告書

第1章 「施設保育士」の養成課程と修業年限について

主任研究者 圓入 智仁（中村学園大学短期大学部）

〈要旨〉

「施設で働く保育士を養成する課程を改善するとすれば、どのような在り方が求められるでしょうか」と質問を設定した。その結果、「従来通り保育士を養成」は31.5%（29カ所）、「2年間で『保育所保育士』を養成し、更に1～2年で『社会福祉士』や『介護福祉士』を養成」は18.5%（17カ所）、「2年間で『保育所保育士』を養成し、更に1～2年で『施設保育士』を養成」は37.0%（34カ所）、「『保育所保育士』を養成し、大学院修士課程で『施設保育士』を養成」は1.1%（1カ所）、「『保育所保育士』と『施設保育士』を別に養成」は2.2%（2カ所）、「その他」は2.2%（2カ所）、無回答は5.4%（5カ所）、無効が2.2%（2カ所）であった。

授業科目の充実、学生の人格形成、現職教育の充実、修業年限の延長を求める意見、「施設保育士」としての専門性を高めるべきであるという意見があった。これらの意見の一方で、「施設保育士」に対する否定的意見もあった。

短期大学・専門学校・大学 1,2年次で「(保育所)保育士」、短期大学専攻科・専門学校専攻科・大学 3,4年次で「施設保育士」、大学院修士課程（専門職大学院）で「専門職保育士」を取得するという構想を提示することができる。

1. 問題設定

現行の保育士養成課程は、2年間を基本として、短期大学、専門学校、4年制の大学で設置されている。保育士養成課程において設置すべき単位数（79単位以上）や、学生が履修すべき単位数（68単位以上）は、修業年限が2年であっても4年であっても、変わらない¹⁾。

さて、調査票の問1では具体的に、「施設

で働く保育士を養成する課程を改善するとすれば、どのような在り方が求められるでしょうか」と質問を設定し、以下のような選択肢を準備した。

1. 従来通り、2年間（短期大学・専門学校）や4年間（大学）で、保育所と施設で働くことのできる「保育士」を養成する。

1) その内訳は次の通りである。

教養科目	設置単位数 10 単位以上	履修単位数 8 単位以上
必修科目	設置単位数 50 単位以上	履修単位数 50 単位以上
選択必修科目	設置単位数 19 単位以上	履修単位数 10 単位以上

2. 2年間(短期大学・専門学校・大学1, 2年次)で「保育所保育士」を養成し、その後、希望者を対象に、1～2年間(短期大学専攻科・専門学校専攻科・大学3, 4年次)で「社会福祉士」や「介護福祉士」の資格を取得させる。
4年制の大学では、「保育所保育士」だけを取得するという選択肢もありえる。
3. 2年間(短期大学・専門学校・大学1, 2年次)で「保育所保育士」を養成し、その後、希望者を対象に、1～2年間(短期大学専攻科・専門学校専攻科・大学3, 4年次)で「施設保育士」を養成する。
4年制の大学では、「保育所保育士」だけを取得するという選択肢もありえる。
4. 2年間(短期大学・専門学校)や4年間(大学)で「保育所保育士」を養成し、大学院修士課程で「施設保育士」を養成する。
5. 2年間(短期大学・専門学校)や4年間(大学)で「保育所保育士」と「施設保育士」を別の資格として養成する。
両方の資格の同時取得はできない。

6. その他

以上の選択肢から、回答者の考えに最も近いものを1つ選んでもらった。さらに、「施設保育士」の養成課程と修業年限についての提案や意見を自由記述で回答してもらった。

2. 選択肢の回答

2-1. 回答状況

第1の選択肢「従来通り保育士を養成」

を選んだのは、31.5% (29カ所)であった。

第2の選択肢「2年間で『保育所保育士』を養成し、専攻科や大学3,4年次で『社会福祉士』や『介護福祉士』を養成」を選んだのは、18.5% (17カ所)であった。

第3の選択肢「2年間で『保育所保育士』を養成し、専攻科や大学3,4年次で『施設保育士』を養成」を選んだのは、37.0% (34カ所)であった。

第4の選択肢「『保育所保育士』を養成し、大学院修士課程で『施設保育士』を養成」を選んだのは、1.1% (1カ所)であった。

第5の選択肢「『保育所保育士』と『施設保育士』を別に養成」を選んだのは、2.2% (2カ所)であった。

第6の選択肢「その他」を選んだのは、2.2% (2カ所)であった。「その他」の回答欄には自由記述欄を設けており、そこにはそれぞれ、次のような記述があった。なお、文頭に振られている「ID番号」は、回収された調査票にふられた番号である。

ID8 1の従来通りにプラスして、その後、希望者を対象に1～2年間(短期大学専攻科・専門学校専攻科・大学3・4年次)で「社会福祉士」や「介護福祉士」の資格を取得させる。

ID18 保育所にしても施設にしても、これからの時代は2年間の教育では様々な子どもたちを取り巻く状況や子どもたちの障害に対応していくのは大変厳しいことと思います。4年間の中で養成していく体制にさせていただくことが望ましいと考えます。

これらの他に無回答が5.4% (5カ所)、無効(複数の選択肢を選んでいため)が2.2% (2カ所)あった。

(問1)「施設保育士」の養成課程と修業年限について

(問1-1)

施設で働く保育士を養成する課程を改善するとすれば、どのようなあり方が求められるでしょうか。つぎのなかから一番近いものを1つ選んで、番号に○をしてください。

なお、3～4年間で保育士を養成している専門学校もありますが、ここでは、基本的に2年間で保育士を養成するという厚生労働省の考えを前提にしたいと思います。

1. <u>従来通り</u> 、2年間（短期大学・専門学校）や4年間（大学）で、保育所と施設で働くことのできる「 <u>保育士</u> 」を養成する。
2. 2年間（短期大学・専門学校・大学1，2年次）で「 <u>保育所保育士</u> 」を養成し、その後、希望者を対象に、1～2年間（短期大学専攻科・専門学校専攻科・大学3，4年次）で「 <u>社会福祉士</u> 」や「 <u>介護福祉士</u> 」の資格を取得させる。 4年制の大学では、「 <u>保育所保育士</u> 」だけを取得するという選択肢もありえる。
3. 2年間（短期大学・専門学校・大学1，2年次）で「 <u>保育所保育士</u> 」を養成し、その後、希望者を対象に、1～2年間（短期大学専攻科・専門学校専攻科・大学3，4年次）で「 <u>施設保育士</u> 」を養成する。 4年制の大学では、「 <u>保育所保育士</u> 」だけを取得するという選択肢もありえる。
4. 2年間（短期大学・専門学校）や4年間（大学）で「 <u>保育所保育士</u> 」を養成し、 <u>大学院修士課程</u> で「 <u>施設保育士</u> 」を養成する。
5. 2年間（短期大学・専門学校）や4年間（大学）で「 <u>保育所保育士</u> 」と「 <u>施設保育士</u> 」を別の資格として養成する。両方の資格の同時取得はできない。
6. その他 []

(問1-2)

上で選んでいただいた選択肢に関する事など、「施設保育士」の養成課程と修業年限についてのご提案やご意見をお聞かせ下さい。

(回答欄)

2-2. 分析

上の回答状況から指摘できることは、以下の通りである。

第1に、60.9% (56カ所) が、保育所と保育所以外の児童福祉施設の両方を対象とする、現行の保育士の養成課程に異議を唱えていることである(選択肢2, 3, 4, 5, 6)。

第2に、58.7% (54カ所) が、施設で働く保育士を養成するには、どのような資格を取得するにしろ、2年間の養成課程では短いと考えていることである(選択肢2, 3, 4, 6)。

第3に、40.2% (37カ所) が、「保育所保育士」と「施設保育士」の分離を肯定的に考えていることである(選択肢3, 4, 5)。選択肢2に関しては、選択肢6「その他」の回答 ID8 のように、保育士資格を保育所と施設に分離する必要もないと考えられる。

第4に、20.0% (18カ所) が、施設で勤務する保育士には、社会福祉士あるいは介護福祉士の資格が必要だと考えていることである(選択肢2と、6の一部)。

3. 自由記述の回答

「施設保育士」の養成課程や修業年限に関する自由記述欄には、60.9% (56カ所) が記入していた。

3-1. 回答状況

まず選択肢ごとに、自由記述欄への回答の割合を示しておきたい。ここでの母数は、それぞれの選択肢を選んだ回答数である。

選択肢 1	55.2% (29カ所中 16カ所)
選択肢 2	52.9% (17カ所中 9カ所)
選択肢 3	73.5% (34カ所中 25カ所)
選択肢 4	100.0% (1カ所中 1カ所)
選択肢 5	100.0% (2カ所中 2カ所)
選択肢 6	100.0% (2カ所中 2カ所)

無回答	20.0% (5カ所中 1カ所)
無効	0.0% (2カ所中 0カ所)
合計	60.9% (92カ所中 56カ所)

3-2. 分析

3-2-1. 選択肢1に関する自由記述

「1. 従来通り、2年間(短期大学・専門学校)や4年間(大学)で、保育所と施設で働くことのできる『保育士』を養成する。」を選んだ回答者は、以下のような記述をしていた。それぞれ、回答の内容を分類して述べていきたい。

○授業科目の充実

ID14 ・従来どおりでよいと思っています。・養護原理・養護内容の充実を図ることで対応できるのではないのでしょうか。

ID34 4年間(大学)もかけて施設保育士を養成することは必要ない。2年間(短大・専門学校)での施設保育士の養成課程に児童福祉を更に専門に組み入れた養成にして欲しい。志の育成である。

ID39 保育士と施設保育士を区別せず、従来通りでよいと思う。その代わりに、施設実習を増やしていくといいと思う。

ID45 地域で育てるという自立支援法の主旨から、今後、地域の園にも障害児が多く入園すると予想されますので、障害児保育の授業も取り入れ、それを生かしてどちらの施設でも働ける方がよいと思う。

ID58 ノーマライゼーションという観点から、今後は、保育園にもハンディキャップのある園児が増えてくるとされる。施設保育士だけでなく、保育所保育士も障がいについて学ぶ必要がある。

ID91 保育所と施設の相違点がはっきり理解されていないように思われます。養成課程の中で相違点、役割運営状況などを把握していただきたいです。

保育士養成課程や修業年限については現状のまま構わないとしながらも、ID14では「養護原理」と「養護内容」、ID34では「児童福祉」、ID39では「施設実習」、ID91では保育所と施設の相違点について、保育士養成校での授業を充実させてもらいたいとの希望が示されている。

ID45, 58は、保育園が受け入れる障がいを持つ子どもの数が今後も増加するため、保育士が保育所における健常児の保育だけでなく、障がいをもつ子どもの保育についても十分に学んでおく必要があるため、障がい児保育の授業を拡充させるべきであるとの意見である。それゆえに、わざわざ資格として「保育所保育士」と「施設保育士」を分ける必要はないと主張しているのである。

保育士資格を「保育所保育士」と「施設保育士」を分けるにしても、当然のことながら、保育所における保育には障がいを持つ子どもの保育も含まれるべきである。

○人格の形成

ID43 現在の方法が悪いとは思いません。又、資格を取ったから、どうのという問題でもなく、“人となり”が要求されるころだと思います。資格は有していても、使えない人材も垣間見られますので…。

ID71 施設の採用は「資格」が要件となっていますが、本音を云えば“人”です。即戦力でも、磨けば光る原石でも構いませんが、熱意、センス、向上心はほしい。従

来の養成課程の内容は把握していませんので改善の報告はよく分かりませんが、業務に必要な子供に関する基本的な知識はしっかりとつけてほしい。

保育士を採用する側としては、資格よりも「人となり」が重要であるとの考えである。資格は保育士養成校で単位を取得することによって、あるいは国家試験としての保育士試験に合格することによって、一定程度の保育に関する知識や技術が身に付いていると見なされる最低限度の条件である。保育士資格を前提として、熱意、センス、向上心を持つ人材の育成が求められている。

保育士養成校においても、単に定められた授業を実施するだけでなく、学生の人格形成を視野に入れた指導を行う必要がある。

○現職研修の充実

ID50 保育所・施設と分ける必要はないと思う。ただし施設で働く場合は、働きながらの研修は必要だと思う。

現職教育の重要性は、以前から指摘されているとおりであり、いくつかの保育士養成校では実施されていると聞く。これは保育所を含めた児童福祉施設で働く保育士全体に求められていることであろう。

○幅広い進路選択の確保には弊害

ID20 幅広い選択肢を与えても良い。希望や夢を持って就職してもあわなかった時に子どもとかかわれる職場と変えられる資格がよい。現場で学習することが多く施設等は学校等で学べない内容ばかりである。学校での学習も大切だが、本人の

やる気、施設への理解が大切だと思う。

ID74 高校卒業した時点では、具体的な就職先を想定して資格を取得する人は稀ではないかと思う。2年間の中で考えていける制度がいいと思う。

保育士を目指す学生に幅広い進路選択の機会を確保するべきであるという意見である。ID20は、保育士養成校に在籍している時点で、「保育所保育士」か「施設保育士」かの二者択一を迫ることは避けるべきとの考えである。またID74は、高校から大学・短大・専門学校という進路を選択するときに、「保育所保育士」と「施設保育士」のいずれかを選択させることは、酷であるという考えである。これはそのまま、選択肢5を否定するものである。

幅広い進路選択の確保という点では、選択肢2, 3, 4のように、「保育所保育士」の上位資格としての「施設保育士」という位置づけをすれば、問題ないように思える。ただ、この位置づけでは2年間で保育士養成校を卒業して、保育所以外の児童福祉施設に就職したいという学生の希望を叶えることができなくなる。

○修業年限

ID1 保育士資格を保育所・施設にわせる必要があるのかが疑問。学習科目が多くなり、2年間で修了が無理になる場合、3年間や4年間で資格を取得できるほうがよいのではと思います。

ID82 (短大・専門)学校で施設保育士の養成を充実していただきたい。4大であると在職期間が短期となりやすく、給与面での対応もむずかしい現状がある。

2年間という修業年限にこだわらなくても良いという意見(ID1)がある一方で、あくまで2年間にこだわりたいという意見(ID82)もある。

○その他

ID76 従来通りで更に施設で働く保育士となるための専門コースを設けても良いと思う。保育所の保育士も保育所・施設両方含めての総合的な学習が必要だと思うので、保育所の保育所のための養成にはあまり賛成できない。

ID78 施設保育士の特別の学問より、現場の実践が一番身につくので従来通りが良いと思う。

保育士資格としては現行のまま、施設で働く保育士のための「専門コース」を設けるという提案(ID76)がある一方で、そのような特別な学問は必要ないとする意見(ID78)があった。ID76の意見は、「施設保育士」という資格の必要はないが、専門教育が必要であると述べており、資格にこだわらない養成方法として、参考になる。

3-2-2. 選択肢2に関する自由記述

「2. 2年間(短期大学・専門学校・大学1, 2年次)で『保育所保育士』を養成し、その後、希望者を対象に、1~2年間(短期大学専攻科・専門学校専攻科・大学3, 4年次)で『社会福祉士』や『介護福祉士』の資格を取得させる。4年制の大学では、『保育所保育士』だけを取得するという選択肢もありえる。」を選んだ回答者は、以下のような記述をしていた。

○「社会福祉士」や「介護福祉士」資格の必要性

ID31 重度化、過齢化や身体障害・知的障害・精神障害など重複障害の方などもおられますので、介護士などの資格も必要になってくる。

ID49 施設で仕事をすると、4年生大学を出た社会福祉士たちと同じような仕事をすることになるので、従来通りの学習内容では、広い社会福祉の知識を得られない。

ID66 保育士だけの資格ならば2年間で可能かもしれませんが、社会福祉施設で働く事を考えれば、勉強する時間、単位が少ないと考えます。福祉一般の専門科目(基礎)を学ぶには更に2年間は必要と考えます。最底、社会福祉士受験資格に必要な13科目は履修していただきたいと思います。

保育所以外の児童福祉施設で働く保育士に対して、ID31は「介護福祉士」の資格、ID49は「社会福祉士」の資格の必要性を訴えている。

現行の保育士養成課程では「障害児保育」のように、障がいを持つこどもに対しての保育を扱う科目は、ほとんど設定されていない。保育士資格を目指して学んでいる学生の多くは、障がいに関する知識や技術をほとんど持ち合わせないままに、障がい児の施設に就職していくことになるのである。

また ID66 のいう「社会福祉士受験資格に必要な」科目とは、社会福祉原論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、社会保障論・公的扶助論・地域福祉論のうち1科目、社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習、社会福祉援助技術現場実習指導、心理学・社

会学・法学のうち1科目、医学一般、介護概論の12科目を指すのであろう(【社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(昭和62年12月厚生省告示第200号)】(平成12年4月1日から改正))。

現行の保育士養成課程では、多くの養成校で、上記「社会福祉に関する科目」のうち、老人福祉論、障害者福祉論、社会保障論・公的扶助論・地域福祉論のうち1科目、医学一般、介護概論に相当する科目を設定していない。また「実習」も、保育実習Ⅰで10日間、更に保育実習Ⅲを加えても合計20日間の実習しか行わない。

当然のことながら、福祉の現場では保育士も社会福祉士も、国家資格を持つ者として見なされることになる。しかし実際には、保育士よりも社会福祉士の方が、福祉に関しての知識や技術が豊富であると考えられることが多いであろう。

○実習の重視

ID11 施設保育士の養成については、より多くの施設実習を体験することが一番の学習の機会になると考えます。理論的な学習も含め1~2年間程度で修業年限でよいのではと考えます。

ID19 実習に十分な期間を取れるように4年とする。

ID47 ・年数をかけての理論や、知識の習得は必要だとは思いますが、基礎的な学習が出来ていれば、実習時間を多くし、数種のサービスの質の高い施設で実習を行い、実践から、利用者のニーズをくみとり、問題意識を持って学んでいただければと思います。